

保険営業に生かす

相続時精算課税制度の盲点

▷上

2003年度の税制改正である「相続時精算課税制度」は、高齢者の保有する財産を次世代に移転する観点から創設されたが、不確定要素が多く、実際にどれほどの選択者がいるのかが注目されていた。しかし大方の予想を真切り、03年度の贈与税の申告人員43万1000人のうち、7万8000人が選択し、そのうち納税者は4000人、納税額は206億円(国税庁調べ)となった。エフピーアイランドの代表取締役税理士の嶋敬介氏は、「制度が始まったばかりで、盲点や留意点に気がつかずに選択した人も多いのではないかと指摘。だからこそ「相続時精算課税制度の盲点を把握し、保険加入を顧客に提案しながら、制度のフル活用を顧客とともに検討してはどうか」とアドバイスする。同氏に相続時精算課税制度(以下、精算課税)のまだ顕在化していない盲点や活用法、精算課税制度を活用した保険営業につなげる提案などを2回にわたって聞く。

**精算課税の盲点「二度と切れない赤い糸」その1**

— 制度発足時は、利用者があまりいないのではと予想されていたが、

嶋 ぶたを開けてみれば、7万8000人と実に多くの人が選択した結果となった。これは「累計贈与額2500万円まで

が非課税である」などの表面的なことに目を奪われた方が多いのではないか。

嶋 制度が導入されて日が浅いので顕在化していない盲点があるが、ほとんどの方がそこに

贈与者が死亡するまで適用が継続

開示義務による「もめるリスク」も

場合、①期限後申告なので20%の課税となり、税額は20万円②期限内に申告をしなかった場合は納付すべき税額に対して15%の無申告加算税や③税金を納めなかったときにペナルティーとして延滞税がそれぞれ加算されるので、注意が必要だ。

— もしこの家庭に相続税が発生しなかったとすれば、嶋 たとえば30年後に死亡したとしても、①の20万円は精算され戻ってくるが、②③の金額は返ってこない。ここで新たに認識してもらいたい点がある。

— という点。

嶋 私は精算課税を「二度と切れない赤い糸」と呼んでいて、精算課税は財産をあげる親(贈与者)が亡くなるまで適用が継続される。財産をもらう人(受贈者)が先に亡くなったとすると、その人の直系卑属、つまり孫に引き継がれるわけで、途中で親が亡くなって申告をしていないことが判明すれば、孫に右記の延滞税などがかかるといふ恐ろしい事態が発生する。ともかく1円でも贈与があれば期限内に申告することだ。

**精算課税制度の盲点「二度と切れない赤い糸」その2**

— 「二度と切れない赤い糸」の盲点はほかにもあるの

嶋 養子にもこの制度は適用されるが、養子縁組を解消しても継続されることだ。養子縁組を解消するのは、大抵の場合人間関係のトラブルによるわけだが、相続税が発生した場合、解消した養子が積極的に支払うだろうか。相続税は相続人全員で納税する義務があるので、もしこの養子が支払わなかったり、行方が分からない場合、残された相続人がこの養子の分を負担する。仮に精算され還付金がある場合もやっかいなことになる。

— トラブルの原因をつくっている。

嶋 ほかにトラブルの原因になるのは、親(贈与者)が贈与した事実を国税当局が開示することが法律で決められていることだ。これまでは特別受益(ほかの相続人より余分に財産をもらうこと)は、もらった本人が否認すればそれ以上は調べようがなく、ほかの相続人には分からないが、精算課税は親族以外に贈与した場合も含めて開示されるので、「もめるリスク」があることに注意しなければならない。

**精算課税導入の背景とメリット**

— ではなぜこの制度が発足したのか。

嶋 個人金融資産として眠っている1400兆円の約6割を65歳以上が保有していると言われていて、この世代は「お金を貯めることが目的で、物を買わないし、使わない」。またお金の貯めかたも積極的にリターンを稼いでいない。言い換えれば、ストック意識が強い世代だ。そこで経済の活性化につながるために早期に次世代へ財産移転を行うことを目的とした。もろ側の子にしても、何十年後か分からない将来よりも、教育費や生活費にお金がかかることに計画的にもらえるほうが、子のライフプランにとっても有意義なものとなる。

— 制度を選択するメリット

嶋 よく「うちは財産がないから」「子どもも同士仲がいいから」と、相続後のトラブルの心配はないと言っている方が多いが、トラブルになったほとんどの場合、遺言を残して「なされた方(イコール被相続人)の意思を示すことができるが、遺族(イコール相続人)が必ずしも遺言通りに円満に分割するとは限らない。しかし精算課税制度を選択することにより、生前に特定の者に確実に財産を贈与することができる。「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた特例は03年1月1日から05年12月31日までの間の特例だが、それ以外は随時選択できるので、活用法やメリット、デメリットを十分に検討したうえで選択すべきだと考える。



嶋敬介氏 (エフピーアイランド代表取締役)

— 選択には慎重さを要する気がついていないのではないかと危惧している。

— 具体的には、

嶋 まず、相続時精算課税制度は従来の贈与税(暦年課税)との選択だということだ。つまり選択なので、暦年課税では毎年控除される基礎控除額の110万円枠を併用できない。これを「110万円以下の贈与だから申告をしなくていい」と勘違いすれば、本来納めるべき以上の高額の税金を納めることになるかねえ。

— 例えよ。

嶋 父親が、住宅購入を検討

マーケットを見る視点

気をつけていないのではないかと危惧している。

具体的には、

嶋 まず、相続時精算課税制度は従来の贈与税(暦年課税)との選択だということだ。つまり選択なので、暦年課税では毎年控除される基礎控除額の110万円枠を併用できない。これを「110万円以下の贈与だから申告をしなくていい」と勘違いすれば、本来納めるべき以上の高額の税金を納めることになるかねえ。

— 例えよ。

嶋 父親が、住宅購入を検討

している息子に資金援助をすることになり、精算課税を選択したとしよう。翌年、再び父が5年満期の保険金100万円を「マイホームを購入したばかりだから物入りだろう」と思っ息子に贈与したが、「110万円以下だから」と思った父が申告しなかったらどうなるか。

— 仮に5年後に判明したとすれば、

嶋 精算課税の翌年以降の贈与については、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告が前提だ(期限内申告)。このケースの

(贈与者)が亡くなるまで適用が継続される。財産をもらう人(受贈者)が先に亡くなったとしても、その人の直系卑属、つまり孫に引き継がれるわけで、途中で親が亡くなって申告をしていないことが判明すれば、孫に右記の延滞税などがかかるといふ恐ろしい事態が発生する。ともかく1円でも贈与があれば期限内に申告することだ。

**精算課税制度の盲点「二度と切れない赤い糸」その2**

— 「二度と切れない赤い糸」の盲点はほかにもあるの

嶋 養子にもこの制度は適用されるが、養子縁組を解消しても継続されることだ。養子縁組を解消するのは、大抵の場合人間関係のトラブルによるわけだが、相続税が発生した場合、解消した養子が積極的に支払うだろうか。相続税は相続人全員で納税する義務があるので、もしこの養子が支払わなかったり、行方が分からない場合、残された相続人がこの養子の分を負担する。仮に精算され還付金がある場合もやっかいなことになる。

— トラブルの原因をつくっている。

嶋 ほかにトラブルの原因になるのは、親(贈与者)が贈与した事実を国税当局が開示することが法律で決められていることだ。これまでは特別受益(ほかの相続人より余分に財産をもらうこと)は、もらった本人が否認すればそれ以上は調べようがなく、ほかの相続人には分からないが、精算課税は親族以外に贈与した場合も含めて開示されるので、「もめるリスク」があることに注意しなければならない。

**精算課税導入の背景とメリット**

— ではなぜこの制度が発足したのか。

嶋 個人金融資産として眠っている1400兆円の約6割を65歳以上が保有していると言われていて、この世代は「お金を貯めることが目的で、物を買わないし、使わない」。またお金の貯めかたも積極的にリターンを稼いでいない。言い換えれば、ストック意識が強い世代だ。そこで経済の活性化につながるために早期に次世代へ財産移転を行うことを目的とした。もろ側の子にしても、何十年後か分からない将来よりも、教育費や生活費にお金がかかることに計画的にもらえるほうが、子のライフプランにとっても有意義なものとなる。

— 制度を選択するメリット

嶋 よく「うちは財産がないから」「子どもも同士仲がいいから」と、相続後のトラブルの心配はないと言っている方が多いが、トラブルになったほとんどの場合、遺言を残して「なされた方(イコール被相続人)の意思を示すことができるが、遺族(イコール相続人)が必ずしも遺言通りに円満に分割するとは限らない。しかし精算課税制度を選択することにより、生前に特定の者に確実に財産を贈与することができる。「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた特例は03年1月1日から05年12月31日までの間の特例だが、それ以外は随時選択できるので、活用法やメリット、デメリットを十分に検討したうえで選択すべきだと考える。